

Title	キケロー『ブルートゥス』試訳 (VI) : §127～§165
Sub Title	Cicero, Brutus 127-165 : a Japanese translation with notes
Author	小池, 和子(Koike, Wako)
Publisher	慶應義塾大学言語文化研究所
Publication year	2025
Jtitle	慶應義塾大学言語文化研究所紀要 (Reports of the Keio Institute of Cultural and Linguistic Studies). No.56 (2025. 3) ,p.277- 298
JaLC DOI	10.14991/005.00000056-0277
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00069467-00000056-0277

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

キケロー『ブルートゥス』試訳(VI)¹: §127～§165

小 池 和 子

(1) 訳出部分の概要

以下では『ブルートゥス』§127～§165（冒頭部まで）の訳出を試みる。取り上げられる弁論家たちは§110～§126で扱われたクーリオやガイウス・グラックスらの世代に続く人々であり、その活動期は前二世紀末～前一世紀初頭に相当する。

訳出した部分は§137までの前半部分と、§138以下の後半部分に大きく分けることができる。まず§137までの前半部分では、これまでも見られたやり方だが²、よりマイナーな弁論家たちを一括して扱っており、二〇人以上の弁論家たちの名前があげられている。従って多くの弁論家たちは簡単に説明されるにとどまっているが、『弁論家について』の対話者の一人であるカトウルスは比較的長く（§132～§134）扱われ、特にそのラテン語の美しさが高く評価されている。

これに対し、単純にテキストの量で比較すれば二倍以上になる後半部分では、『弁論家について』の主要対話者であるクラッススとアントーニウス、そしてキケローの師でもあった大神祇官スカエウォラ、さらに脱線的にキケ

1 『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第55号（2024）pp.215-236の「キケロー『ブルートゥス』試訳（V）：§94～§126」より続く。なお、以下で同紀要に掲載した『ブルートゥス』試訳（詳細は参考文献を参照）を参照する際には、試訳（V）などと略記する。また、脚注をなるべく省く目的から、訳文中に〔 〕で、年代を補うことがある。

2 例えば§77～§82。

『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第56号（2025）pp.277～298

ローの古くからの友人で法学に通じたスルピキウスが取り上げられる。これらの全員に、前半部分の誰よりも長い記述が割かれている。とはいえ、スルピキウスについてはもちろんだが、最初の三人も同等の存在として扱われているわけではない。クラッススとアントーニウスはローマの弁論に劃期をなした存在と見なされる。§ 138からの記述は、そのような存在としてこの両者を称えることで始まる（§ 138「だが私たちは〔中略〕とうとうアントーニウスとクラッススのところまで到達した。〔中略〕この二人において初めて、ラテン語で話すことの力が、ギリシア人たちの栄光に比肩するものになった」）。その後、まずアントーニウスに関する記述が行われ（§ 139～§ 142）、次いで彼との比較を交えつつクラッススへと話が移り（§ 143以下）、最後はこの両者の弁論スタイルを比較することで締めくくられる（§ 165冒頭³）。スカエウォラはこの枠組みの中で、クラッススと対比される形で登場し、また弁論家というよりもむしろ法学の専門家として扱われる（§ 145～§ 149）。

この二人の対比（弁論家でありながら法学にも非常に通じているクラッススと、法学の専門家であるが弁論の能力もあるスカエウォラ）が、対話者のブルートゥスにキケローとスルピキウスとの関係を連想させたことから導入されるのが、§ 150から始まる脱線であり、スルピキウス（やはり法学の専門家としての能力や功績に焦点が当てられる⁴）はここで扱われる。この脱線は§ 157まで続き、§ 158からは再びクラッススに話が戻って、彼が残した弁論が順に紹介される。最後は、アントーニウスもクラッススもそれほど多くのものを書物として残さなかったことが触れられ——つまりそのことによって、再びアントーニウスにも話題が戻ることになる——前述の§ 165における締めくくりに至る。

3 § 165の残りの部分から、彼らと同世代の弁論家たちの話に移行する。

4 弁論でも一定の能力を有することは言及される（§ 150、§ 155）が、基本的には法学者として扱われる。このため、存命の弁論家は扱わないという作品の原則にも大きく矛盾しない。また、スルピキウスの名を出したのはキケローではなくブルートゥスである。

後半部分については、もう一つ、キケロー本人の存在や、弁論の歴史における彼の位置が言及・示唆されていることも注目される⁵。前述のように、スルピキウスに関する脱線は、そもそもブルートゥスがクラッススとスカエウォラとの関係性を、キケローとスルピキウスとのそれと比べたことから始まるものだった。それを受けてスルピキウスについて語る中でキケローは、スルピキウスとスカエウォラをも対比し、スルピキウスはスカエウォラを凌駕する存在であると言う (§ 152)。クラッスス／スカエウォラの対比では、明言はされないものの、キケローがクラッススを上位に置いていることは明らかである。この二つの対比は、さらにキケロー／スルピキウス、そしてキケロー／クラッススという直接には行われない二つの対比へと、そしてそのどちらにおいてもキケローの方がより優れた存在であるという結論へと、読者を誘導する。

さらにキケローは、クラッススがセルウィーリウス法を弁護する演説を行った年（前106年）が、自分の生まれた年であることに触れる (§ 161)。彼はクラッススのこの演説を、ローマの弁論が最初の成熟（*prima maturitas*）を迎えたことを象徴するもののように扱っている。つまり彼の誕生は、ローマの弁論の歴史における新たな時代の幕開けと結びつけられているのである。また、「最初の成熟」という表現は、成熟のさらなる深まりや高まりを予期させる言葉だが、成熟の度合いは既に当時で相当なものであり、「哲学、法学、歴史を相当に学んだ人」でもない限り、そこに何か加えることは困難なほどにまで達していたとキケローは加える (§ 161)。そのような人は既に存在するのか、それともこれから現れるのかと問いかけるブルートゥスに、キケローはただ「それは分からない」としか答えない (§ 162)。しかし他ならぬ彼こそがその人であると示唆されているのは、読者の誰しもが察することだろう。何しろキケローは、「最初の成熟」の時に生まれた、いわば時代の申し子のような存在なのであるから。実際、後々キケローが自身の受けた教育について語るとき (§ 322)、彼が哲学も歴史も法学も学んだことが明か

5 以下はvan den BergのChapter 4（特にpp. 106-110、p. 126f.）に依るところが大きい。

されるのである⁶。このように後半部分には、キケローの本作品における主張や構想も織り込まれている。しかもそれは、たまたま気づいた読者のために密かに差し込まれたものというより、むしろ明確に読者を導く形で行われていると言える。

(2) 訳文

127. この世代⁷に続く者が、あの極めて雄弁だったセルウィウス⁸の息子にあたり、雄弁で法に通じていたプーブリウス・クラッスス⁹の女婿であるガイウス・ガルバ¹⁰だ。私の親の世代は、この人のことを称賛し、彼の父親についての記憶もあって最良していた。だが彼は、走路の途中で転倒した¹¹。ユグルタとの共謀に関する悪意からマーミリウスの法によって裁かれ、自ら自己弁護を行ったものの、敗北したからである。彼の演説の結語、「エピロゴス」と呼ばれる部分が残っている。私たちが子供の頃、その結語は非常に高く評価されていて、暗唱したほどだった。ガルバは神官同僚団にいたので¹²、そういう人物としてローマ建国以来初めて、公の裁判で断罪されたということになる。128. 執政官在任中に亡くなったプーブリウス・スキープ

6 van den Berg, p. 109参照。

7 クーリオーやガイウス・グラックスらの世代。

8 § 82以下、および試訳（Ⅳ）p. 234注58を参照。

9 クラッススについては§ 98および試訳（Ⅴ）p. 219注22を参照。ガルバとの姻戚関係についても§ 98で言及されている。

10 ガイウス・スルピキウス・ガルバ。§ 82以下で雄弁を称えられていたガルバの息子。前109年、護民官ガイウス・マーミリウス・リメンタヌスが、ヌミディア王ユグルタと癒着した者たちを裁くために特別な査問法廷を設ける法を提案し、平民からの圧倒的な支持を得て成立させた（サルスチウス『ユグルタ戦記』40）。その際、ガルバをはじめとして、他にも§ 128で挙げられる人々（「悪意に満ちた法」＝マーミリウス法で「排除」された人々）が裁かれた。Douglas, ad loc., ORF, p. 205f., Broughton Vol.1, p. 546f.参照。

11 執政官などの顕職を得るまでに至らなかったことを指す。

12 in conlegio sacerdotum。キケローは§ 128でも彼のことをsacerdotemとしか書いていない。Broughton Vol.1, p. 547は鳥卜官と推測する。

オー¹³は、なるほどあまり多くも、また頻繁にも話さない人だったが、ラテン語で話すことにかけては誰にも引けを取らず、しゃれや冗談ではあらゆる人を凌駕した人だった。彼の同僚ルーキウス・ベスティア¹⁴は、護民官職で立派な出だしを切った。グラックス¹⁵の権力で追放されたプーブリウス・ポピリウスを、己の法で復帰させたからだ。苛烈で、なかなか弁の立つ人でもあったが、執政官職は悲惨な結末を迎えることになった。グラックスの審判人たち¹⁶が、神官のガイウス・ガルバと四人の執政官格の人々、すなわちルーキウス・ベスティア、ガイウス・カトー、スプリウス・アルビヌス、そして傑出した市民であり、グラックスの殺害者であり、かつて人民の欲求に反する立場であったにもかかわらず人民によって放免されたルーキウス・オピーミウスを、悪意に満ちた法で排除したからである¹⁷。**129.** ガイウス・リキニウス・ネルウァ¹⁸は、護民官職においても、また残りの全生涯においても、このベスティアと似ても似つかず、邪悪な市民であったが、弁が立たなくはなかった。ガイウス・フィンブリアもほぼ同時期の人だが、もっと長命だった。彼は、こう言ってよければ、輝かしい弁護人と考えられていた¹⁹。荒っぽくて口が悪く、全体的な特徴としてはいささか沸騰しすぎ、

13 プーブリウス・コルネリウス・スキピオー・ナーシカ・セラピオー、前111年の執政官。ベスティアが彼の「同僚」というのは、この執政官職のことを指す。

14 ルーキウス・カルプルニウス・ベスティア。護民官職は前120年頃（Broughton Vol.1, p. 524）。ポピリウスの追放については、試訳（V）p. 217注6を参照。

15 ガイウス・グラックス。

16 騎士階級を指す。（ガイウス・）グラックスとの関係については、試訳（V）p. 235注77参照。

17 以上の人々のうち、ガイウス・カトーについては§ 108と試訳（V）p. 226注51を参照。スプリウス・ポストゥミウス・アルビヌスは前110年の執政官。ルーキウス・オピーミウスは前121年の執政官のとき、元老院最終決議を受けて、ガイウス・グラックス及びフルウィウス・フラックスを初めとするその支持者たちを公敵と宣告し、殺害させた。翌年、正式な裁判の手続きを経ずに市民を殺害したとして告発されるものの、無罪となった。

18 詳細不明。

19 ガイウス・フラーウィウス・フィンブリアは前104年の執政官。「輝かしい（*luculentus*）弁護人」と後出の「まずまずの（*tolerabilis*）弁護人」は明らかに矛

興奮しすぎであったが、真面目さ、心ばえの良さ、生き方で、元老院では立派な権威だった。彼はまずまずの弁護人であり、市民法にも無教養ではなく、優れた人格からしても、弁論の特徴そのものからしても、自由の名に値する人であった。私たちが子供の頃は、彼の弁論をよく読んでいたものであったが、今はもう、それらを見つけることはほとんどできなくなっている。**130.** さらにまた、洗練された才能と弁舌の持ち主であったが、健康に苦勞していたガーイウス・セクスティウス・カルウィーヌスもいた²⁰。足の苦痛がゆるむ時には訴訟に関わらないでもなかったが、それも頻繁にはなかった。そのため人々は、彼の助言は望んだときに利用できたが、弁護の方は許されたときだけだった。同じ頃、マールクス・ブルトウスもいた²¹。ブルトウスよ、彼の中には君の一族にとっての大きな恥がある。彼はそれほど名を持ちながら、また最高の人士にして法にも精通していた父を持ちながら、アテナイのリュクルゴス²²と同様に、訴追ばかりしていたのだから。ブルトウスは公職を求めずに訴追人²³になった。激烈で厄介な訴追人に。生まれ持った血筋に含まれていた良いものが、ねじけた気質の悪徳によって落ちぶれたことが容易に知られる結果となった。**131.** また同じ頃、平民出身の訴追人ルーキウス・カエスレーヌス²⁴もいた。私は既に老齢となった彼が話すのを聞いたことがある。彼がルーキウス・サベッリウスに対し、

盾するが、Douglas, ad loc.に従い、前者は世間一般の評価で、後者がキケロー本人の評価と理解しておく。

- 20 同定困難。Douglas, ad. loc.も指摘するように、同名の前124年の執政官とは考えにくい。Broughton Vol.2, p. 18は、前92年の法務官である可能性を示唆する。
- 21 マールクス・ユニウス・ブルトウス（後出の法学者である父も同名）。ORF, p. 207f参照。この人物については、『義務について』2. 50でも同じような趣旨で非難されている。また『弁論家について』2. 220ff.ではクラススが彼をやり込めた様も語られている。対話者のブルトウスとの血縁関係は不明。
- 22 試訳（Ⅱ）p. 151注43およびKaster, p. 59 n. 41を参照。
- 23 *accusator*は裁判における訴追者一般を指す言葉だが、Douglas, ad loc.も指摘するように、ここでは（また次の§ 131でも）まるで一種の生業であるかのような意味合いを伴って使われている。
- 24 詳細不明。「平民出身」は、ブルトウスがノービレスであったこととの対比。

†…についての†アクィーリウス法により²⁵処罰を求めた時のことだ。私は、これほど疑惑を煽り、有罪へと誘導する話し方をする人物は聞いたことがないと思う。そうでもなければ、ほとんど最貧困層の出であるこの人物について触れることはなかっただろう。またティトゥス・アルプキウス²⁶は、ギリシアのことに学識があり、というよりむしろ、ほとんどギリシア人と言ってよいほどだった。私は、自分がそうだと思うままに言っている。だが、彼の弁論から判断することができるだろう。彼はアテナイで成人し、完璧なエピクーロス派となったが、それは弁論には最も適さない部類の哲学だ²⁷。

132. さあ、クィーントゥス・カトゥルスだ²⁸。あの昔の流儀ではなく、今の我々の流儀で磨かれた人だ——より完璧になり得るものが何かあるなら話は別だが。大変に教養があり、生き方や生まれ持った性質のみならず弁論もこの上なく優雅で、ラテン語の、汚れない健全さを持っていた人である。そのことは彼の弁論からも見て取ることができるが、もっとも容易に分かるのは、彼が自分の執政官職と業績について、穏やかな、クセノポーン風の文体で記して、友人である詩人アウルス・フーリウスに献じた書物からだ。その書物は、前に述べたスカウルスの三巻の書物に劣らず知られていないのだが²⁹」。

25 原文の読みは*lege Aquilia de iustitia*。前286年(?)のアクィーリウス法(*lex Aquilia de damno iniuria dato*)との関係が推測されているが、テキストの修復は困難。サベッリウスや彼の裁判についての詳細も不明。

26 前105年頃に法務官。彼が鳥ト官スカエウォラを訴追したことについては§102を参照。スカエウォラがアルプキウスのギリシア趣味を揶揄したことが両者の不和につながった可能性については、Douglas, *ad loc.*およびKasterの当該箇所脚注215を参照。

27 哲学の諸学派と弁論との関係については、§114以下も参照。

28 クィーントゥス・ルターティウス・カトゥルス(前102年の執政官)。『弁論家について』の対話者の1人で、彼の弁論の優雅さやラテン語の正しさについては、同3. 29でも称えられている。穏健な門閥派の政治家であり、前87年、マリウスとキンナのローマ占拠に際し、粛清の対象となって自殺した。ORF, pp. 218-220、Douglas, *ad loc.*、Kasterの当該箇所脚注217を参照。

29 カトゥルスのこの作品は現存しない。アウルス・フーリウス・アンティアースは叙事詩『年代記』(数行の断片のみ現存)を書いたことが知られる詩人。スカウ

133. するとブルトゥスが言った。「確かに私にとっては、その今言われた本も、先の本も知らないものでした。ですが、これは私が悪いのです。それらが私の手に巡ってくることはなかったのですから。けれども、今はあなたからそれらの書物を受け入れ、かつまた今後は興味を持って探し求めることにします」。

「カトゥルスの中にこそラテン語があった——これは話し方に対する称賛として非凡なものであるのだが、多くの弁論家たちからは蔑ろにされていることだ。彼の声音や、発音については、君たちは彼の息子³⁰を知っているのだから、私の説明を待たないでくれたまえ。ただしこの息子は、弁論家のうちには入らなかった。意見を表明するに際しては、分別と共に、ある種の優雅で洗練された話し方が彼にはあったけれども。134. 父のカトゥルスの方も、弁護人のうちの第一人者とは考えられていなかった。だが彼は、その当時傑出していた人たちが話すのを聞いた人なら、それより劣っていると思っただろうけれども、比べる相手なしに彼が話すのを聞いた人なら、満足するばかりか、より上のものを探しはしなかっただろう、という類いの人だった。135. クイーントゥス・メテッルス・ヌミディクスとその同僚マルクス・シーラーヌスは、国政について語るのに、彼らという人物に、また執政官としての威信に十分に足る話しぶりであった³¹。マルクス・アウレーリウス・スカウルスは頻繁には話さなかったが、磨かれた話し方をした。実際、ラテン語で優雅に話す屈指の存在だった。アウルス・アルビヌスにも、ラテン語で見事に話すことについて、同じような称賛が寄せられてい

ルスの自伝については § 112 を参照。

30 キケローと同時代の、門閥派の有力者（この対話の時点では既に他界）。詳しくは § 222 を参照。

31 共に前109年の執政官（同僚とはこのことを指す）。クイーントゥス・カエキリウス・メテッルス・ヌミディクスは前109年からユグルタ戦争の指揮を執り、一定の成果を挙げたが、最終的な勝利は後任のガイウス・マリウスに奪われた（両者の不和についてはサルスティウス『ユグルタ戦記』64.4, 82f.などを参照）。メテッルスの弁論についてはORF, p. 209ff.を参照。一方、マルクス・ユニウス・シーラーヌスは前109/108年にキンプリ族に大敗している（キンプリ族、およびテウトニー族に対する最終的な勝利もマリウスが挙げることになる）。

た。ところで神官アルビーヌスも、能弁な人の数のうちにいた。またクイーントゥス・カエピオーもそうだった。苛烈かつ勇猛な人であったが、彼にとっては戦争の運が咎めの対象に、人民の悪意が災厄になってしまった³²。136. 当時、ガイウスとルーキウスのメンミウスたちもいた³³。弁論家としてはそこそこの存在であったが、訴追人としては苛烈で獐犢だった。それゆえ彼らは、多くの人々をその命が懸かる裁判に召喚する一方、訴追された人の弁護を行うことはあまりなかった。スプリウス・トリウスは、民衆受けする話し方で十分に力を発揮した。彼は邪悪で無益な法で公有地を貸し出した³⁴人だ。アエセルニーヌスの父であるマルクス・マルケッルスは、弁護人のうちには入らないが、有能で話すことを鍛えていないわけでもないといった

32 以上の四名のうち、まずマルクス・アウレリウス・スカウルスは前108年の補欠執政官（正規執政官のホルテンシウスが選挙違反で有罪になったことによる）。前105年、キンプリ族の捕虜となった際、ローマ人は彼らに決して負けることはないと言明し、殺された。ORF, p. 213f.参照。アウルス・ポストゥミウス・アルビーヌスは前99年の執政官。「神官アルビーヌス」は詳細不明。クイーントゥス・セルウィーリウス・カエピオーは前106年の執政官。その在任時、不法謀略の査問法廷の審判人（§ 161及び試訳（V）p. 230注65を参照）に元老院議員を復帰させ、大いに反発を受けた。前105年、アラウシオの戦いでキンプリ族とテウトニー族に大敗を喫し、民会の決議により命令権を失った。前104年には同年の護民官ルーキウス・カッシウス・ロンギヌスの法（民会決議で命令権を失った者を元老院から追放する）により元老院議員の身分を失う。さらに前103年、アラウシオの敗北について反逆罪で訴追されて有罪になり、亡命した。Broughton Vol.1, pp. 557, 559, 563f.参照。

33 ガイウス・メンミウスは前111年の護民官で、同年、ユグルタの形式的な降伏を受け入れたベスティアらの方策を激しく批判し、マミリウス法の法廷でもベスティアを訴追した。サルスティウスは彼を名高い雄弁家として扱っている（『ユグルタ戦記』30）。ルーキウス・メンミウスの公職歴については不明な点が多いが、Sumnerは彼を、ルクレーティウスやカトゥッルスと親交があったガイウス・メンミウス（§ 247参照）の父と推測している（Sumner, p. 85ff.を参照）。訴追に力を注ぐ（発揮する）者たちを批判的に扱うことについては、§ 130f.も参照。

34 写本に伝わる読みが文法的に曖昧な難読箇所。アッピアーノス『内戦記』1. 27で護民官の「トリオス」（写本は「ポリオス」）が、公有地を現保有者に保有させる代わりに賃貸料を取る法を成立させたとされていることと関連があると考えられている。ここではKaster（当該箇所の脚注224参照。Willcockの修正案に従い、写本のvectigale levavitをvectigali locavitとする）に従って訳しておく。

人々のうちにはいた。彼の息子のプーブリウス・レントゥルスがそうだったのと同じように³⁵。**137.** 法務官格の人ルーキウス・コッタ³⁶もそこそこの弁論家たちの一人で、話すことの評判ではそれほど傑出していたわけではなかったが、わざと言葉遣いで、さらには田舎じみた声音で、古い時代の弁論を追い求め、模倣するのが常だった。

まさにこのコッタについても、また他の多くの人々についても、さほど能弁ではない人々を、私はわかった上で弁論家の数のうちに入れたし、またこれから入れるだろう。弁論家としての地位を保つという仕事をやり遂げた人々を集めることを目的としているのだから。弁論家たちがどのように高みにまで達したのか³⁷、また、どんなことにおいても最良のものを完成し上げることがどれほど困難なことであるのか、私が話すことから判断できるはずだ。**138.** 既にどれほど多くの弁論家たちの名をあげ、彼らを数え上げるのにどれほど長くかかったことか。だが私たちは、時間をかけて何とか、先に³⁸デモステネースとヒュペレイデースのところまで来たように、とうとうアントーニウスとクラッススのところまで到達した。というのも私は、この二人の弁論家たちが最も偉大な人々であり、この二人において初めて、ラテン語で話すことの力が、ギリシア人たちの栄光に比肩するものになったと考えるからだ。

139. アントーニウス³⁹は、あらゆることを考慮に入れていた。そして彼は

35 順に父親はマルクス・クラウディウス・マルケッルス。同盟市戦争中の前90年に、執政官ルーキウス・ユリウス・カエサルの副官としてアエセルニアの防衛に功績を挙げた。息子アエセルニウスの名はその事績に由来する（Broughton Vol. 2, p. 28, p. 31）。プーブリウス・レントゥルスはこのアエセルニウスとは別の息子で、コルネリウス・レントゥルス家の養子となった。いずれも弁論家としての活動は特に知られていない。

36 ルーキウス・アウレリウス・コッタ。前103年の護民官。

37 後続部分からも分かるように、弁論家（／弁論術）全体の水準が上がって行くことを指す。

38 § 35f.を指す。

39 マルクス・アントーニウス（前99年の執政官）。後の三人委員マルクス・アントーニウスの祖父に当たる。前87年、マリウスとキンナの反乱の中で粛清の対

それらを、それぞれしかるべき場所に、もっとも効果を発揮し力を持ちうるところに——あたかも最高司令官が騎兵や歩兵、軽装兵を配備するがごとくに——弁論の中の最も適切な場所に配置していた。記憶力が抜群に優れており、熟考を重ねてきた風を思わせるものは何もなくあった。つまり、彼はいつも何の準備もせずに、話すことへと向かって行くように見えていた。だが実は準備万端であり、そのため彼が話す時には、しばしば審判人たちの方が、用心する準備が十分でないように見えたほどだった。**140.** 彼の言葉遣い自体は、優雅な話し方のそれではなかった。それゆえ、入念な話し方をするという称賛とは無縁であった。とはいえ、彼がひどくみっともない話し方をしたというわけではない。そうではなくて、言葉遣いにおける弁論家に特徴的な称賛と無縁であったのだ。つまり、なるほどまっとうなラテン語を話すということそのものは、少し前にも述べたように⁴⁰、大きな称賛のうちに置かれるべきことである。しかしそれは、多くの人がそのことを蔑ろにしているからなのであって、そのこと自体だけでというわけではない。まっとうなラテン語を知っていることが素晴らしいというより、知らないことが恥ずかしいのであり、まっとうなラテン語を知っているということは、優れた弁論家に固有の特徴というよりも、ローマ市民のそれであると思われるからだ。だがともかくアントニウスは、言葉の選び方においても——それ自体も、魅力というより重みを加えるためであったが——、またそれらの言葉を配置し、完全文⁴¹として結び合わせるにおいても、全て何らかの理屈に従って行っており、それはまるで何かの学問に基づいているかのようであった。このことは、彼が思考を整え形作る際にいっそう顕著だった。**141.** その種のことにあってあらゆる人に優っているのがデーモステネースであり、それゆえに、学識ある人々から弁論家の中の第一人者と判定されている。というのも、ギリシア人が「スケーマタ」⁴²と呼ぶものが、弁論家の装備を最も整えるもので

象となり、殺害された。キケロー『弁論家について』の主要な対話者の一人。

40 § 133。

41 試訳（Ⅱ）p. 150注36参照。

42 試訳（Ⅳ）p. 225注14参照。

あり、言葉を彩ることにおいてよりも、むしろ思考を際立たせることにおいて、重みを持つものであるのだから。アントーニウスには、このスケーマタが大いにあったと同時に、並ぶ者のない実演があった。実演は、分けるなら身振りと声に分かれるが、アントーニウスの身振りは、個々の言葉を表現する⁴³ものではなく、彼が考えていることと調和するものだった。手、肩、胴、足の踏み鳴らし、立っている姿、歩む姿、全ての動きが、言葉と思考に一致したものだった。一方彼の声は、長くは続いたが、元々かすれ気味だった。**142.**だがこの欠点も、一人彼にあっては良い方に転じていた。というのもそれは、抗議を述べる際に、何か涙ながらにといった様子を、また信用を与えると共に憐憫の情を揺り動かすのに適したものを醸し出していたからである。その結果、この人においては、デーモステネースについて伝えられているあの話が真実だと思わされるのである。すなわち、話すことにおいて何が第一に重要であるかとデーモステネースに訊ねた人に、彼は実演であると答えた。そして第二に重要なのはと問われてもやはり同じことを答え、さらに第三はと問われて、また同じことを答えた、という話である。何にも増して実演こそが、人の心に突き入り、その心の形をこしらえ、誘導し、弁論家自身がそう見られたいと望む姿に見られるようにするものなのである。

143. このアントーニウスに匹敵するとある人々は言い、またある人々はアントーニウスよりも上に置くのが、ルーキウス・クラッスス⁴⁴である。だが誰もが、この二人のどちらかを弁論家としていれば、決して他の誰かの才知を必要とすることはない、と考えていたのは確かだ。私としては、アントー

43 このようなタイプの身振りについては、『弁論家について』3. 220でも批判的に扱われている (*gestus ... verba exprimens scaenicus* 「言葉を逐一再現する芝居がかった動作」。大西訳)。

44 ルーキウス・リキニウス・クラッスス (前95年の執政官)。『弁論家について』の主演というべき人物。前91年、様々な改革を試みていた護民官マルクス・リウィウス・ドルスス (§ 109の同名の人物の息子。§ 182参照) を援護。同年の執政官ルーキウス・マールキウス・ピリップスがドルススの弾圧を試みたのに対し、激烈な抗議を行うものの、その演説中に体調を悪化させ、まもなく死去したとされる (『弁論家について』3. 1ff.を参照)。『弁論家について』の対話は、この直前に彼の別荘で行われたという設定になっている。

ニウスに対しても先に述べた程に高い評価を与えるけれども、それでもやはり、クラッスス以上に完璧なものはあり得ないと考える。彼にはこの上ない威厳があった。しかもその威厳には、都会的な機知の魅力が——道化のそれではなく、弁論家にふさわしい魅力が——結び合わされていた。話すラテン語は、考え抜かれた、しかし行き過ぎではない入念な優美さを有するものであった。また論述を行うにおいて、彼の説明の能力は驚くべきものだった。市民法についてや、公正さについて論じられる時、彼は豊富な論点と類似例を示した。**144.** アントーニウスの方が、推定を行うことや、また疑惑のあるいは沈静化させ、あるいはかき立てることにおいて信じがたいほどの能力を有していたように、物事を解釈し、定義し、公平さを説明することにおいて、クラッスス以上に豊富な手立てを有する存在はなかったのである。それが知られたことは他にも度々あったが、とりわけ顕著だったのが百人委員法廷⁴⁵で行われたマーニウス・クリウスの訴訟においてである⁴⁶。**145.** 即ちそのときクラッススは、記されたもの⁴⁷に対抗して、公平さを弁護して大いに語り、鋭敏極まりないクィントゥス・スカエウォラ⁴⁸を、即ちその案件が関係する法に関しては誰よりも備えのある彼を、論点と前例の豊富さで圧倒す

45 成立の詳細は不明だが、古くからある特別な民事法廷で、重要な相続案件などを扱った。「百人委員」の名は、三五のトリブスから三人ずつ委員が選出された（そのため、正確には百五人）ことに由来する。これらの委員の中から、その都度、審判人団が選出された（通常の民事訴訟では審判人は一名）。

46 マールクス・コーポーニウスという人物の遺産の相続権を巡って争われた訴訟（§ 194以下でも再度触れられる）。遺言では、コーポーニウスの死後に息子が生まれ、その子が成人前に死んだ場合は、その子の後見人（となる予定）のクリウスが遺産を継ぐこととされていた。しかし実際には息子が生まれなかったため、コーポーニウスの縁者が、クリウスは遺産を継ぐ条件を満たしていないとして訴えた。スカエウォラが遺言を字義通りに理解し、息子が生まれなかった以上クリウスには相続権がないと主張したのに対し、クラッススは息子が生まれなければクリウスに相続させることが故人の遺志であったと主張した。この裁判についてケクローは度々触れており、『弁論家について』1. 180ではクラッスス自身の口でこの件について語らせている。

47 遺言状のことを指す。

48 「大神祇官のスカエウォラ」（『試訳』（V）p. 231注69参照）。

るほどであった。双方が相反する立場で市民法を守ろうとするという状況のもと、年齢も近く⁴⁹、既に執政官格であるこれら二人の弁護人たちによってこの案件は論じられ、それは、雄弁な人々の中で最も法に通じているのがクラッススであると、そして法に通じた人々の中で最も雄弁であるのがスカエウォラであると考えられるほどであった。このスカエウォラは、法と公平さにおいて何が正しく、何が正しくないのか考えることに関して極めて鋭敏であっただけでなく、要点をこの上ない簡潔さで言葉にするのに驚くほどの適性を有していた。**146.** それゆえ、私たちとしては、解釈し、説明し、論述するという類においては、スカエウォラのことを驚嘆に値する——彼に匹敵する者を私が見たことがないほどの——弁論家とすることになろう。一方、強調すること、装飾すること、論駁することにおいては、彼は感嘆すべき弁論家というよりも、むしろ恐るべき批評家であった。だがクラッススに話を戻そう」。

147. するとブルートゥスが言った。「私は、ガーイウス・ルティーリウス⁵⁰から——彼は我らのスカエウォラ⁵¹と親しく、それで私もつきあいがあるのです——度々聞いていたことから、スカエウォラのことを十分に知っていると思っていました。けれども、話すことについてそれほどの名声が彼にあるということは知りませんでした。それほど有能な人が、またそれほど傑出した才能が我々の国家に存在したということを、嬉しく思います」。

148. そこで私は言った。「ブルートゥスよ、我々の国で、この二人よりも傑出していたものはなかったと考えてくれたまえ。一方は法律顧問の中で最も能弁な人であり、もう一方は能弁な人の中で最も法律顧問の能力があった人だったと少し前に言ったように、残りの事柄においても彼ら二人は異なっていた。だがそれは、この二人のどちらに似たいか決めることができないほどだった。クラッススは優雅な人々のうちの最も控えめな人であり、スカエ

49 クラッススとスカエウォラは同じ前95年に執政官に就任している。クラッススの生年は前140年。スカエウォラの方もキケローの言葉からほぼ同じ頃と推測される。

50 詳細不明。

51 前54年の護民官のクィントゥス・ムーキウス・スカエウォラのこと。

ウォラは控えめな人々のうちの最も優雅な人だった。クラッススが極めて優しい中にも十分な厳格さを備えていたのに対し、スカエウォラは大いに厳格でありながら、しかし優しさも欠けてはいなかった。**149.** 全てがこのような案配と言ってよかろう。しかし、ある種の型にはめて話そうとしての作り話だと思われないか心配だ。それでも、事実その通りなのだ。徳は全て中庸であるので——ブルトゥスよ、君の信奉する古アカデーメイア派がそう主張しているように——彼らのどちらも、何か中間的なものを追求することを望んでいた。だが結果として、一方が他方の美点の一部を、しかし双方とも、自身の美点については完全なものを有するという事になったのだ。

150. するとブルトゥスが言った。「あなたのお話から、クラッススとスカエウォラのことをよくわかったように思います。同時に、あなたとセルウィウス・スルピキウス⁵²について考えると、あなた方には何かあの二人と似たところがあると思います」。

「それは、どのようにかね」と私。

彼は言った。「なぜなら、あなたは弁論家にとって十分な市民法の知識を得ることを望まれ、かつまたセルウィウスの方も、市民法を容易に守ることができるだけの雄弁を身につけたと私には思えるからです。それにあなた方の年齢も、かの二人がそうだったと同じように、同じか、あるいは大きくは変わらないでしょう」。

151. そこで私は言った。「私については何も言う必要はない。だがセルウィウスについては、君も適切なことを言っているが、私も自分の思うことを述べよう。話すことに対してのみならず、あらゆる優れた事柄を学ぶことに対して、彼以上に熱意を傾けた人をあげることは容易ではない。私たちは若い頃、一緒に訓練を積んだ。後には、彼も一緒にロドスに行った⁵³。さらに力をつけ、さらに学ぶために。そして彼はそこから戻ると、第一位の学

52 キケローの古くからの友人で、優れた法学者としても知られるセルウィウス・スルピキウス・ルーフス（前51年の執政官）。

53 キケローが前79年～前77年にかけて、親類や友人たちと共に東方へ遊学し、アテナイ、小アジア、ロドスの各地で哲学や修辞学を学んだときのことを指す。

問⁵⁴で二番手となるより、第二位の学問で一番の存在となることを望んだように思われる。ひょっとすると彼は弁論の第一人者たちに匹敵する存在になれたかもしれない。だがおそらく彼がより望んだのは——それを彼は実際に手に入れたのだが——同世代だけでなくこれまでの時代の人々も含めた中で、市民法における第一人者になる、ということだったろう」

152. ここでブルトゥスが言った。「何ですって？ あなたはクイーントゥス・スカエウォラのことすら、我らがセルウィウスよりも下に置くのですか？」。

私は言った。「その通りだ、ブルトゥスよ。市民法について実践的な経験を大いに積むことは、スカエウォラにおいても他の多くの人々においても認められる。だが、ただセルウィウスだけが、それを学術にまでしたと私は思うのだ。彼はそのようなことを、法についての知識だけでは、決してなしえなかっただろう。それに加えて次のような学術を学んでいたからこそできたことだ。その学術とは、物事全体を部分に分割すること、潜在しているものを定義して明らかにすること、不明瞭なものを解釈して説明すること、曖昧な物をまずは見ること、次に区別すること、最終的には真偽を判断する根拠となり、かつまたどういう前提からどういう結果が生じるか、あるいは生じないかを判断する根拠となる規則を手にする——こういったことを教えるような学術である。**153.** セルウィウスは、この、あらゆる学術の中でも最も重要な学術を、他の法律家たちが、法律相談への回答や訴訟で一緒にたに扱っていたものに、あたかも光のようにもたらしたのだ」。

「論理学のことをおっしゃっているようですね」とブルトゥス。

私は言った。「その通りだ。だが彼は、さらに文学の知識と、優雅な話し方も加えた。それは彼の書いた物から——他に類例のないものだが——容易に見て取れる。**154.** 彼は学ぶために、二人の最も熟達した人たち、すなわちルーキウス・ルーキリウス・バルブスと、ゲーイウス・アクィーリウス・ガッルス⁵⁵に傾注した。ガッルスは鋭敏で鍛え上げられた人であるが、セル

54 弁論術のこと。第二位の学問とは法学を指す。

55 共にスカエウォラの弟子で、法学者。前者の公職歴は不明。後者は前66年（キケ

ウィウスは、そのガッルスとの訴訟や相談への回答における自在で用意周到な素早さを、緻密さと入念さで凌駕した。一方、博識で洗練された人であるバルブスが、両方の面で⁵⁶用心深く遅かったのに対し、セルウィウスは問題の迅速な解決で彼を凌駕した。このようにセルウィウスは、これらの二人が持っていたものを有すると共に、これらの二人に欠けていたものをも満たしているのだ。**155.** 私には、クラッススはスカエウォラよりも賢明なやり方をしたと思われる——というのも、スカエウォラが裁判を熱心に引き受け、そこではクラッススに勝てなかったのに対し、クラッススの方は、いかなる点でもスカエウォラに劣ることがないよう、法律相談を受けることを望まなかったのだから。セルウィウスもこれと同様だ。つまり、政治に関わる学術と法廷に関わる学術は、非常に多くの称賛と影響力を得るものであるけれども、セルウィウスは、後者についてあらゆる人を凌駕する一方、前者については、市民法を護り執政官の威信を獲得するのに必要なだけ身を付けることを成し遂げた。それは極めて賢明なことだった。

156. するとブルートゥスが言う。「まさにそのように、私は前にも考えていましたが——というのも私は最近サモスで、彼の話をも熱心に、かつ度々聞いたのです。それは、私たち神祇官⁵⁷の法が、どのような部分で市民法と結びついているのか、彼から聞きたいと思ったからです——、今もまた、あなたの証言と評価を聞いて、いっそう強くそのように評価する次第です。同時に喜ばしく思いますのは、あなたがたが同年配であり、高位公職でも同等であり、学術と学究においても境を接する近さがあるにも関わらず、そのことが、多くの人を苛むのが常である誹りや嫉妬とは全く無縁であり、あなた方の互いに対する好意に傷をつけないばかりか、むしろそれをもたらしめているようにさえ思われる、ということです。あなたが彼に抱いている好感や評価と同じものを、彼があなたに抱いているということを私は知っています。**157.** それゆえ、ローマ人民がこれほど長い間、彼の助言もあなたの声も奪わ

ローと同じ年)の法務官。

56 法律相談への回答と訴訟での活動を指す。

57 ブルートゥスは神祇官の一人だった。

れてしまっていることを、私は悲しく思います。そのこと自体だけでも嘆くべきことですが、それらのものがいかなる人々のもとに——委ねられたのではなく——どうしたわけか陥ったのか、ということを考えると、いっそう嘆かわしいのです」。

ここでアッティクスが言った。「国政のことについては黙っていようと最初に言ったはずだ。だから、そうしようではないか。なぜなら、君が今したように個々の事柄についてその喪失を嘆こうとすれば、不満を述べることでなく嘆くことにも、終わりを見いだせないだろうから」。

158. 私は言った。「では、残りの話へと進み、決めた順序に従うことにしよう。さてそれでクラッススは、準備を整えて登場し、待望され、傾聴されるのが常だった。早くも弁論の出だしの部分——彼にあってはそれは常に入念なものであったが——から、待った甲斐があると思われていた。やたらと身振りを行うことはなく、声色を変えることもなく、歩き回ることもなく、頻繁に足を踏み鳴らすこともしなかった。激しく、時に怒りを帯び、正しい悲憤に満ちた弁論であって、重厚さをも伴った機知にあふれていた。これは難しいことなのだが、彼は極めて装飾豊かであると同時に極めて簡潔であった。論争を交わすことにかけては、彼の右に出る者はいなかった。**159.** 彼はほとんどあらゆる類いの案件に携わった。早くに弁論家の第一人者の地位に達した。極めて雄弁な人であったガイウス・カルポーのことを告発したのは⁵⁸、ごく若い時である。その才能に対する高い評価のみならず、賛嘆をも獲得した。**160.** その後、ウェスタの巫女リキニアを弁護したが、それは二七歳の時だった⁵⁹。まさにこの裁判において、彼はこの上なく雄弁をふるい、その弁論の幾つかの部分を書いて残している。また若くして、ナルポーへの植民⁶⁰において民衆寄りの主張にも幾らか関わることを望み、そして自らそ

58 カルポーと、彼をクラッススが訴追したこと（前119年。このときクラッススは二一歳）については、『試訳』（V）p. 223注39を参照。

59 この裁判については『試訳』（V）p. 218注14、同p. 234注76を参照。クラッススは敗訴した。

60 植民市ナルポー・マルティウスの創設を指す。年代については議論があるが（詳しくはSumner, pp. 94-97を参照）、Douglas, ad loc.とKaster（当該箇所脚注249）

の植民を率先すること——これは実際にその通りにしている——を望んだ。その法に関する彼の弁論が残っているが、その年齢のものとしては、こう言ってよければ、老成した弁論だ。その後、多くの案件を扱ったが、護民官職〔前107年〕においては実に静かであったので、もし彼がその職務に在任中に、触れ役のグラニウスの家で食事をしていなかったなら、またそのことを、ルーキーリウスが二度にわたって我々に伝えてくれていなかったなら⁶¹、彼が護民官であったことを我々は知らなかったことだろう」

161. ブルトゥスが言った。「まさにその通りです。ですが、スカエウォラの護民官職についても、何も聞いたことがないように思います。そして彼はクラッススの同僚であったと思うのですが」。

私は言った。「他の全ての公職においてはその通りだが、護民官はスカエウォラの方が一年後〔前106年〕だった。スカエウォラが演壇に着席している中、クラッススはセルウィーリウス法の説得を行った⁶²。監察官職については、クラッススはスカエウォラなしで務めている。というのも、スカエウォラ家の誰も、その公職を求めたことはないのだから⁶³。だがクラッススのこ

は共にウェッレイユス（1. 15. 5, 2. 7. 8）が裏付ける前118年としており、ここでもそれに従う。このときクラッススは二二歳であり、リキニア弁護よりも時代が戻ることになるが、Douglas, ad loc.は、キケローがクラッススの法廷での活動と政治活動をそれぞれまとめて記述したためとする。

- 61 ルーキーリウスのこの詩は伝わっておらず、ここで触れられているエピソードの詳細は不明。グラニウスはキケローの知人でもあり（§ 172参照）、キケローは著作中で彼について度々言及している（Douglas, ad loc.参照）。グラニウスとクラッススのつきあいについては『弁論家について』2. 244や2. 253を参照。
- 62 不法誅求の査問法廷の審判人に元老院議員を復帰させた法（先の注32を参照）のことを指す。
- 63 原文はeum ... magistratum (= censuram) nemo unquam Scaevolarum petivit. リーウィウス『ローマ建国以来の歴史』43. 14. 1には、前175年の執政官で、ここで言及されるスカエウォラの祖父にあたるプーブリウス・ムーキウス・スカエウォラ（『試訳』（V）p. 219注22）が、前169年に監察官に立候補した（結果は落選）ことを伝える。キケローの勘違いでないとすれば、Kaster（当該箇所脚注251）が提案するように、nemo ... petivitは立候補だけでなくその結果まで含み「スカエウォラ家の誰もその公職に就いたことはなかった」とすることができるかもしれない。

の演説——君がこれを何度も読んだことを私は知っているが——が出版されたのは、彼が三四歳の時で、まさにその年齢の分だけ、彼は私よりも年長である。つまり、彼がこの法についての説得を行った年に私は生まれたのであり⁶⁴、彼自身の方は、クィントゥス・カエピオーとガーイウス・ラエリウスが執政官の年〔前140年〕に生まれていて、アントーニウスよりちょうど三歳年下である。私がこれを言ったのは、ラテン語で話すことが最初の成熟を迎えたのが、いつの世代においてなのかが分かるようにするためだ。そしてまた、その成熟状態が、もう既にほとんど頂点に達しており、そこに誰かが何かを加えることは、ほぼできない——哲学、法学、歴史を相当に学んだ人でなくては——ほどだった、ということが知られるようにするためでもあった」。

162. ブルートゥスが言う。「あなたが待望されているような人は、これから現れるのでしょうか、それとももう既に存在しているのでしょうか？」。

私は言った。「それはわからない。その話はさておき、ルーキウス・クラッススには、執政官在任中にクィントゥス・カエピオーを弁護した小弁論もある。称賛演説としては短くはないが、弁論としては短いものだ。そして最後が監察官在任時の弁論⁶⁵で、彼はそれを四八歳の時〔前92年〕に行った。これら全ての弁論に、いかなる染料にもよらない、真実の色味がある。また、あの言葉を結び合わせて円環にしたもの——「ペリオドス」⁶⁶をこのように称してよければ——は、彼においては引き締まって簡潔であり、また

64 偉大な弁論家の経歴や業績と、キケロー自身の経歴の時間的な位置関係を言及することについては、§ 60も参照（大カトーの財務官就任とキケロー自身の執政官就任が140年離れているとする）。

65 以上の二つの弁論のうち、一つ目のカエピオー弁護については、パルスのカエピオー訴追と合わせて、§ 169で改めて取り上げる。二つ目については、先に注44でも触れたように、クラッススは死の直前にも演説を行っているので、「最後」とは出版されたうちで最後ということか（Douglas, ad loc.）。§ 164にも言及があるように、この弁論は同僚の監察官グナエウス・ドミティウス・アヘーノバルブス（前96年の執政官）がクラッススの奢侈を非難したのに対して行われたもの。プリーニウス『博物誌』17. 3f.、『弁論家について』2. 45、2. 227などを参照。

66 περίοδος。完全文のこと。§ 140と注41を参照。

彼は好んで、話すことをギリシア人が「コーラ」⁶⁷と呼ぶところの構成要素に分割していた。

163. ここでブルトウスが言った。「あなたがそれらの弁論家たちをそれほどまでに称賛なさるので、アントーニウスが話し方の理論について記したあの貧弱な小作品⁶⁸以外のものを、そしてクラススはもっと多くのものを、書きとめる気になってくれていたらと思うのです。もしそうしていたら彼らは、あらゆる人々に自分たちの記憶を残すと共に、私たちには話し方の教義を残してくれていたでしょうに。というのも、スカエウォラの話し方の優雅さについては、彼が残した弁論から、私たちは十分に知っているわけですから」。

164. 私は言った。「実に、私にとっては、子供の時からあたかも教師のような存在だった——カエピオーの法についてのかの弁論⁶⁹のことだ。この弁論は元老院階級のためになされたもので、元老院の権威が美しく称えられている。それと共に、審判人たちの徒党や告発者たちの徒党に対する悪意も呼び起こされている。このときは彼らの権勢に対抗するため、民衆の好意を得るような話し方をする必要があった。この弁論の中には多くの重厚な言葉、多くの物柔らかな言葉、多くの激烈な言葉、多くの機知に富んだ言葉がある。さらに、書かれているよりも多くのことが口頭では述べられたはずだ⁷⁰。そのことは、いくつかの項目が提示されながらも、説明されていないことから知ることができる。同僚のグナエウス・ドミティウスに対して行った、あの監察官在任時のものにしても⁷¹、弁論ではなく、言ってみれば話題の見出しの集まりで、弁論の要覧として見れば幾分豊か、という体のものだ。このように言うのは、これほど大きな喝采中でなされた応酬はなかつ

67 κῶλα (κῶλονの複数)。完全文を構成する構文上の各まとまり（節や句）を指す。

68 『弁論家について』1.94では、アントーニウス自身の言葉で、この著作が彼の意図に反して流布してしまっていることが言及されている。

69 §161で「セルウィーリウス法の説得」と言及されている弁論のこと。

70 リキニア弁護も部分的にのみ出版されている (§160)。キケロー自身の弁論における同様の例については、Kasterの当該箇所脚注257を参照。

71 書物の形で残っているものは、の意。

たからだ⁷²。165. 実にクラッススは、民衆の好意を得るような話し方も傑出していた。これに対してアントーニウスの話し方は、集会よりも裁判の方にならずと適したものだった」

主要参考文献

Broughton, T. R. S. *The Magistrates of the Roman Republic* Vol. 1: 509 B. C. - 100 B. C. New York, 1951.

Douglas, A. E. (ed.) *M. Tulli Ciceronis Brutus*. Oxford, 1966.

Hendrickson, G.L. *Cicero, Brutus*, Loeb Classical Library. Cambridge MA, 1962.

Kaster, R.A. *Cicero: Brutus and Orator*. Oxford, 2020.

Malcovati, H. (ed.) *Oratorum Romanorum fragmenta*. 4th ed. Turin, 1976. = *ORF*

Malcovati, H. (ed.) *M. Tulli Ciceronis scripta quae manserunt omnia*, fasc. 4: Brutus. editio altera. Leipzig, 1970. (底本)

Piderit, K. W. & Friedrich, W. *Ciceros Brutus, für den Schulgebrauch*. Leipzig, 1889.

Jahn, O.- Kroll, W. - Kytzler, B. *Cicero, Brutus*. Berlin, 1962.

Sumner, G. V. *The Orators in Cicero's Brutus: Prosopography and Chronology*. Phoenix Suppl. vol. 11. Tronto, 1973.

van den Berg, C. S. *The Politics and Poetics of Cicero's Brutus: The Invention of Literary History*. Cambridge. Cambridge University Press 2021.

Willcock, J. S. M. "The Lex thoria and Cicero, Brutus 136". *Classical Quarterly* 32, 474-475, 1982.

キケロー『ウェッレース弾劾』（岡道男・片山英男・久保正彰・中務哲郎編、岩波書店刊、『キケロー選集』〔以下、『キケロー選集』〕5、大西英文・谷栄一郎訳、2001年）。

キケロー『弁論家について』（『キケロー選集』7、大西英文訳、1999年）。

キケロー『法律について』（『キケロー選集』8、岡道男訳、1999年）。

小池和子「キケロー『ブルートゥス』試訳（Ⅰ）：§1～§24」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第51号（2020）、pp.217-231。

小池和子「キケロー『ブルートゥス』試訳（Ⅱ）：§25～§38」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第52号（2021）、pp.141-152。

小池和子「キケロー『ブルートゥス』試訳（Ⅲ）：§39～§60」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第53号（2022）、pp.165-180。

小池和子「キケロー『ブルートゥス』試訳（Ⅳ）：§61～§94」『慶應義塾大学言語文化研究所紀要』第54号（2023）、pp. 219-240。

マイヤー、エルンスト『ローマ人の国家と国家思想』鈴木一州訳、岩波書店、1978年。

72 実際にクラッススが演説した際には大きな喝采を受けたのであるから、書かれたものは元の弁論から多くが省略されているはずだ、ということ。